

6月23日(木)から29日(水)は

男女共同 参画週間

問い合わせ 企画財政課 ☎2145

「男らしく」? 「女らしく」? いいえ、自分らしく

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」とこの考え方に、賛成は41.3%、反対は55.1%。内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」平成21年の調査で、初めて男性の反対も過半数を超えました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識は、今なお社会に根強く残っており、男女の個人的な能力を發揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因となっています。また、家庭や職場で様々な男女差別を生む原因ともなっています。

この固定的性別役割分担意識は、女性だけの課題ではありません。男性にとっても「男が主に稼ぐべき」、「男は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーとして重くのしかかる場合も出てきます。

男性、女性の別なく、一人の人間として能力や個性を發揮して、自分らしく生きることが出来る社会「男女共同参画社会」。そのためには「男だから」、「女のくせに」、「男らしく」、「女らしく」といった考えに縛られないことが大事です。

あなたの周りに、役割に縛られ無理をしている人はいませんか?

ケーブルテレビがやってきた Vol.1

完全地デジ化 せまる

問い合わせ 企画財政課 ☎2124

地デジの準備はお済みですか

現在視聴しているアナログ放送は、7月24日をもってすべての放送が終了します。アナログテレビのままでは視聴できなくなりますので、それまでに、地上デジタル放送を視聴するための準備をお願いします。

地上デジタル放送を視聴するためには、新たに地上デジタルテレビを購入するか、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法があります。

また、ケーブルテレビに加入することにより視聴できるようになります。

困ったときはデジサポへ

これらの地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」という方には、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）がお手伝いします。まずは、デジサポにお電話ください。

問い合わせ

デジサポ広島

☎082-530101

市議会中継をします

ケーブルテレビに加入されている方は、コミュニティチャンネル（デジタル112CH）で視聴できます。

6月1日(水)、2日(木)、13日(月) 10時から

みくらす NEWS

ふれあいチャンネルが受付相談会をします。

とき 6月5日(日)、12日(日) 10時~18時

ところ 大竹メディアステーション みくらす

株式会社ふれあいチャンネル ☎0120-026-201 (9時20分~18時)

消費者シリーズ

No.143

布団の点検商法

問い合わせ 地域振興課 ☎2131

「相談事例」

布団の販売とクリーニングをしているという業者が来訪した。布団を見せて欲しいと言うので見せると、「大変です」と汚れを指摘された。1カ月に払える金額を聞かれ、4時間ぐらい営業されて断る気力もなく、布団を購入することになった。業者は商品の布団を置いて、代わりに古い布団を持ち帰った。布団はすでに使用したが、クリーニング・オフができるだろうか。(20歳代 男性)

アドバイス

この事例では、相談者には、使用していてもクリーニング・オフができることや、書面の書き方を説明しました。

県消費生活課では、今年1月に法令違反の布団の訪問販売業者に対して6カ月間の「業務停止命令」を出していますが、このようなトラブルは後を絶ちません。不意に来訪し、「点検する」というような業者は警戒して、必要がなければ家の中に入れずにキッパリ断ってください。訪問販売では、契約書面を受け取ってから8日以内であればクリーニング・オフが可能です。また、来訪した業者に帰るように求めても帰らなかつたり、ウソの説明を受けたりした場合などは契約を取り消すことも考えられます。トラブルになったら、市消費生活センターや県消費生活課に相談してください。

(広島県生活センター発行 暮らしのフレッシュ便平成23年4月号より)

年金のはなし

No.178

年金額が改定されました

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-23324171・市民課 ☎2142

公的年金は、年金の実質的価値を維持するために、物価の上昇・下落に応じて年金額の改定を行う仕組みになっています。

平成23年度の年金額は前年の消費者物価指数が下落したため、それに合わせて0.4%引き下げられることになりました。

改定後の年金額は4月分から適用され、受給者には6月に4・5月の2カ月分が支給されます。

年金の支払い

年金は、毎年2・4・6・8・10・12月の年6回、それぞれ前2カ月分を本人が指定する金融機関の口座に振り込まれることになっています。また、ゆうちょ銀行(旧郵便局)で直接受け取ることもできます。

なお、支払機関を変更したいときは「住所・支払機関変更届」を最寄りの年金事務所に提出してください。

6月は年金振り込みの通知月

国民年金や厚生年金保険の年金振込のお知らせは、原則として毎年6月の年1回です。

6月から翌年4月までの定期支払いについて、各期の支払日と支払額などを記載した「年金振込通知書」が送付されますので、大切に保管してください。ただし、途中で支払額に変更がある場合は、その都度「年金額改定通知書」でお知らせします。



障害福祉のこびり

No.32

地域生活支援事業 身体障害者訪問入浴サービス事業

問い合わせ 福祉課 ☎2146

長期にわたり、入浴することが困難な在宅の身体障害者に対し、入浴の機会を確保するとともに、介護者の負担を軽減するため、訪問入浴サービスを行っています。

対象 市内に住所のある重度身体障害者で、次の条件のすべてを満たす方

- 歩行が困難で、移送に耐えられない状態の方
- 介護者による入浴の介助が困難な状態の方
- 入浴が可能と認められる健康状態の方
- 介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができないう方

※ 自宅の入浴設備が利用できない方です。

利用回数 1週間当たり1回

利用料金 サービス費用の1割負担(1回当たり1,250円)

※ ただし、所得により利用者負担上限月額が決まっています。

